

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第3項の規定により制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

| | |
|-----------|--|
| (1) 事業名 | 那覇市高齢者外出支援サービス事業 |
| (2) 契約期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日 |
| (3) 概要 | 那覇市で決定した市内在住の一般交通機関を利用する事が困難な在宅の65歳以上の方に対し、移送用車両を用いて安全に通院等が行えるように支援を行う。 |
| (4) 委託内容 | 「那覇市高齢者外出支援サービス事業委託契約に係る業務仕様書」のとおり。 |
| (5) 委託料の額 | 片道1件当たりの委託料は、「認可運賃」及び「介助料等(受託事業者が片道1件当たりの介助料等として落札した額)」の合計額から「利用者負担額(480円)」を差し引いた額とする。 |
| (6) 予定価格 | 公表しない |

2 入札参加資格要件

入札公告日から入札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

| | |
|-----|---|
| (1) | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 |
| (2) | 沖縄本島内に本店、支店又は営業所を有すること。 |
| (3) | 沖縄県内で事業実績が2年以上あること。 |
| (4) | 本店所在市町村において市町村税に滞納がないこと。 |
| (5) | 消費税に滞納がないこと。 |
| (6) | 営業に必要な許可又は認可等を得ていること(※距離制運賃480円以上の運賃収受が可能なもの)。 |
| (7) | ストレッチャー対応型車両1台、車イス対応型車両5台を含む計6台以上の移送車両を保有していること。 ※ストレッチャー、車イス両者に対応可能な車両を保有している場合にも、計6台以上の移送用車両を保有していること。 |
| (8) | 代表者、役員、従業員、代理人その他関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団、同条第6号の暴力団員に該当せず、及び関係していないこと。 |
| | 入札に参加しようとする者が複数ある場合は、これらの者の関係が次のアからキまでに掲げる場合に該当しないこと。 ア 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2の親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2の子会社等をいう。以下同じ。)との関係にある場合 イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合 ウ 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号の会社等をいう。以下同じ。)の役員(同項第3号の役員をいう。以下同じ。)のうち、次の(ア)から(オ)までに掲げる者が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号の再生手続が現に行われている会社等である場合又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。) |

- (ア) 株式会社の取締役(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、同条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。)
- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く)
- (エ) 組合の理事
- (オ) その他業務を執行する者であつて(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- カ 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合
- キ アからキまでに掲げる場合と同視しうると認められる場合

3 質問及び回答

| | |
|----------|---|
| 質問期間及び方法 | 質問期間： 令和8年3月9日(月)～令和8年3月12日(木) 午後5時まで 「質問書」をFAXで提出すること。(質問がなければ不要) FAX送信後は到達確認のために担当まで電話連絡すること。 ●提出先：ちゃーがんじゅう課 在宅福祉G 金城邦彦・比嘉 FAX :862-9648 TEL:862-9010(内線2430) |
| 回答及び方法 | 回答： 令和8年3月13日(金)までに那覇市ホームページにて行う。 |

4 参加表明

| | |
|-------------------------|--|
| 参加表明提出期限・提出場所 | 令和8年3月13日(金) 午後5時まで 那覇市役所本庁 2階 ちゃーがんじゅう課 27番窓口 在宅福祉グループ ※郵送不可 |
| 提出書類 令和8年1月1日以降発行のもの | (1)入札参加表明書 (2)誓約書 (3)移送サービスに関する実績及び内容 (4)登記事項証明書(コピー可) (5)市町村税納税証明書(滞納のない証明書又は完納証明書)(原本) (6)消費税納税証明書(滞納のない証明書又は完納証明書)(原本) (7)営業許可証又は認可証(コピー可) (8)移送用車両の車検証(コピー可) (9)車両の運行によって生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類(任意保険等)(コピー可) (10)移送用車両の写真(前面・後面・両側面・内部 各1枚 計5枚) ※内部は、車イス・ストレッチャーの固定できる機能がわかるような写真。後面は、スロープ又はリフトが確認できるような写真。 (11)印鑑証明書 (12)使用印鑑届(入札・契約関係書類において、印鑑証明書と異なる印鑑を使用する場合のみ提出) (13)沖縄本島内に法人登録上の本店を有さず、沖縄本島内に支店又は営業所を有する事業者の場合は、それを証明できるもの。 |
| 入札参加資格要件不適格 | 入札への参加を表明した者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、令和8年3月17日(火)までに通知する。 |
| その他注意事項 | ・参加表明提出期限までに提出書類の提出がない者については、入札に参加することができない。 ・参加表明提出後に入札をしない者は、以後の入札について不利益を被ることはない。 ・提出された関係書類は返却しない。 |

5 入札

| | |
|---------|--|
| 入札日時 | 令和7年3月19日(金) 午前 11時00分 |
| 入札場所 | 那覇市役所本庁 4階 401A会議室 |
| 入札書の無効等 | 別紙「競争入札心得」に規定する無効の入札に該当する入札は、無効とする。 入札執行回数は3回までとする。 |
| その他 | ※感染症対策のため、入札参加者は1事業者2人までとする。 ※入札参加者は、会場入りする前に体温測定を行うこと。37.5℃以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。 ※入札参加予定者が体調不良(発熱や悪寒等)の場合は、必ず委任状により代理の者に入札参加させること。 |
| 特記事項 | この公告は、令和8年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本件は、令和8年度当初予算の成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決等となった際は、入札を延期し、又は中止する。 |
| 業務引継ぎ | 入札終了後、令和7年度委託業者、令和8年度落札業者及び那覇市において、引継ぎについての調整を行う。業務引継ぎは令和8年3月31日までにを行うこと。 |

6 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

| | |
|-------|------------------------------------|
| 入札保証金 | 那覇市契約規則第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。 |
| 契約保証金 | 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。 |
| 前金払 | 適用しない。 |
| 部分払 | 適用しない。 |

7 問合せ先

那覇市役所 福祉部 ちゃーがんにゅう課 在宅福祉グループ 担当者 : 金城邦彦・比嘉
TEL: 862-9010 (内線2430) FAX: 862-9648